

働き方改革関連法への対応

～優先的に取り組むべき事項などを中心に解説～

労務管理セミナーのご案内

主催：(一社)新宿労働基準協会(幹事)
(一社)三田労働基準協会

働き方改革関連法案が国会で成立しました。

法改正の内容は、二本柱である時間外労働の罰則付き上限規制、同一労働同一賃金の促進のほか、高度プロフェッショナル制度の導入、年次有給休暇の消化義務、フレックスタイム制の清算期間延長など多岐にわたっています。

企業として、優先的に取り組むべき事項、裁判により争われてきた事項を中心に、労働法等企業法務に詳しい弁護士が解説します。

記

1 日時 平成30年9月18日(火) 13:30~16:00(開場・受付は13:00~)

2 場所 「BIZ新宿」新宿区西新宿6-8-2(裏地図参照)

3 内容

- ・時間外労働の罰則付き上限規制(平成31年4月大企業、32年4月中小企業)
- ・勤務間インターバル制度の促進(平成31年4月)
- ・年次有給休暇の消化義務(平成31年4月)
- ・フレックスタイム制の清算期間延長(平成31年4月)
- ・高度プロフェッショナル制度の導入(平成31年4月)
- ・同一労働同一賃金の促進(平成32年4月大企業、33年4月中小企業)
- ・中小企業の割増賃金率の引き上げ(平成35年4月)

4 講師

弁護士法人ALG&Associates 執行役員・弁護士 家永 勲 氏
【プロフィール】

立命館大学法科大学院卒業、東京弁護士会所属
企業法務全般の法律業務を得意とし、使用者側の労働審判、労働関係訴訟の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務に主として従事。企業法務におけるトラブルへの対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数行っている。
近著に「労働紛争解決のための民事訴訟法等の基礎知識」(労働調査会)など。



5 受講料

当協会会員は、4,000円〔非会員は6,000円〕(税込、資料等含む)
下記振込先口座に、平成30年9月11日(火)までにお振込みください。

三菱UFJ銀行 田町支店 普通預金 0397963

口座名義 一般社団法人三田労働基準協会

振込人名の前に「講習会月日」をご記入下さい(例0918 ○○カイヤ等)。

9月11日までの取消しは、返金します。振込手数料はご負担下さい。

6 受講申込(定員70名)

受講申込書にご記入の上、協会事務局へFAXにてお申込み下さい。

講習会当日は、この申込書(コピー可)をご持参ください。